

平成28年度 個別保健事業実施計画 評価一覧

No.	事業名	事業概要	指標	基準値・目標(値)	実績(値)	取組の検証・考察		内部評価	外部評価(※)	総合評価
						課題等	今後の方向性			
1	後期高齢者健康診査事業	生活習慣病等の発見の遅れや重症化を防ぐとともに、被保険者が自らの健康状態を確認することによって、適切な療養の維持、生活の質の確保や介護予防に繋げる。	健診受診率	15.00%	13.74%	<ul style="list-style-type: none"> 受診率は伸びたが、受診率が著しく低い市町村がある。 被保険者、市町村、医療機関等関係団体に対する健診事業の周知が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> 健診受診率の低い市町村に対しては、個別の課題を整理し、実情にあった効果的な実施について検討する支援を引き続き行う。 H28年度作成した、後期高齢者健康診査の手引き(改訂版)の有効活用を促す。 市町村に対しての被保険者への周知啓発に活用できる広報誌原稿案などの提供、及び、広域連合における各種媒体を活用した被保険者向けの周知を引き続き実施する。 医師会等関係団体に対しての働きかけを行う。 引き続き、健診データの分析実施するとともに、市町村に対し、健診結果の特定健診等データ管理システムへの登録を依頼していく。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関など、関係機関・団体等への働きかけを継続して行うこと。 	継続
2	歯科健康診査事業	口腔機能の低下や肺炎等の疾病の予防、歯周疾患の早期発見による適切な歯科受診へとなげ、生活の質の低下を防ぐことを目的として、平成28年度より市町村への業務委託により実施する。	事業実施市町村数	—	19	<ul style="list-style-type: none"> 健診結果(健診票・問診票)を市町村から紙ベースで報告(2,106件)を受けているため、まだ結果の集積、分析ができていない。 健診票、問診票の様式を市町村に一任したため、統一した健診項目となっていない。 受託した市町村が少ない。 受託できない市町村の状況を十分に分析できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 健診に関する様式の設定。 健診結果の管理方法について検討。 受託できない市町村の状況を分析し、受託市町村の増加に向け支援を行う。 市町村への事業周知を継続する。 高齢者の歯科保健の重要性について被保険者への情報提供、周知を行う。 歯科医師会との連携を図る。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施に当たって、手順表、ガイドラインのようなものがあるとよい。健診項目なども含め、関係機関・団体などと連携を図ることが必要。 健診だけでなく、口腔ケアや日常の手入れ方法などもあわせて助言指導することが必要。歯科指導や歯科相談をしたときの評価指標についてもあるとよい。 受託市町村の増加に向けて、市町村によって温度差もあると思われるが、働きかけを継続すること。 	継続
3	出前講座(健康増進啓発支援事業)	被保険者が自らの健康に関心を持ち、健康管理の意欲を高め年齢に応じた健康づくりに取り組むために、市町村からの希望に応じて、市町村が実施する健康に関するイベント等において健康教育を行う。	実施数(参加者数)	—	9 (331人)	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者に後期高齢者の特性に応じた健康情報を直接伝える手段としては効果的であり、保険者の機能を果たす機会となっているが、健康講話を希望する市町村に固定化傾向があり、また、新規の出前講座を希望する市町村数も一桁であった。 広域連合の対象が全道であることを考えるとカバー率が低いこと、更には多くの市町村から希望があった場合の対応など、方法論の検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者への直接的な健康情報提供とともに、市町村職員に対しても超高齢化社会の中での高齢者の健康づくりの必要性について理解を促すため、取組の内容、講話・講座内容等の工夫が必要。 	B		継続
4	医療費通知事業	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関名、受診月日、医療費総額等の受診状況について、送付を希望しない被保険者を除く全受診者に年2回送付する。 医療費通知の裏面を活用し、被保険者の健康の保持増進に役立つ情報を掲載するなど、広報媒体として活用する。 	全受診者に発送	希望者に発送	全受診者に発送	<ul style="list-style-type: none"> 通知の裏面を活用し、多くの被保険者に健康情報を提供することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 通知裏面を活用し、全受診者送付に適した健康情報を掲載する。 全受診者に周知するべき内容を吟味する。 	A		継続
5	重複・頻回受診者訪問指導事業	被保険者の健康の保持・増進と疾病の回復及び適正受診の促進を図るため、同一疾病で医療機関に重複受診や頻回受診をしている被保険者に対して、保健師等が自宅を訪問し、本人やその家族に対し必要な保健指導を行う。	事業実施市町村数	9	26	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果は認められるものの、受託市町村の数が増加しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療費・受診回数等の減少率や、訪問指導票から見た対象者の変化等の事業効果について、市町村に対し継続的に提示することで、事業実施に関する理解を得る。 	B	<ul style="list-style-type: none"> 受託市町村を増やすため、事業効果などについてPRをすればさらによくなるのではないかと。 実施効果のある事業と思われるので、受託市町村を増やすための取組を継続すること。 	継続

6	糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症患者の腎機能低下を遅延させ、人工透析導入を予防または、導入時期を遅らせることにより、生活の質の維持・向上を図ることを目的とし、生活習慣の改善により、重症化の予防が期待される者に対して、医療機関と連携して保健事業等による介入を行う。 平成28年度より「高齢者の低栄養・重症化予防等事業」のモデル事業として事業開始。	事業実施市町村数	—	1	・医療機関からの保健指導対象者の紹介がなく、実績が上がらなかった。	・関係団体との連携強化が急務である。	C	・医師の協力ができないことなので、医師との連携について医師会などから働きかけをしてもらうことも非常に重要。	継続	
7	いきいき健康増進事業	健康診査低受診率市町村への支援事業	平成27年度において健診の受診率が低い（5%未満）市町村に対して、被保険者の健診受診機会の確保及び受診率の向上のため、当該市町村を広域連合の職員が訪問して、受診率向上へ向けての助言等を行う。	H27健診受診率5%未満市町村の解消	—	14	・対象市町村の健診事業に関する課題について共有し、検討できることが重要。そのため資料準備等を引き続き行う必要がある。	・平成29年度に残る低受診率市町村への支援を実施し、今後の取り組みについて検討を行う。	A		継続
8		後期高齢者健康診査の手引きの改訂	健康診査の円滑な推進と充実を図るため平成25年6月に作成した「後期高齢者健康診査の手引き」に、後期高齢者健康診査検討会の結果等を総括し、さらに市町村の実務に役立つよう見直し作成する。	道内全市町村への手引き（改訂版）の配付	179	179	・全市町村に配布した手引きを有効に活用してもらうことが必要である。	・配布した手引きが効果的に活用されるため、活用促進を市町村に周知する。			終了
9		後期高齢者医療に係る疾病状況と健康課題報告会	総合振興局（振興局）と管内市町村の後期高齢者の疾病、医療費の状況及び健康課題を共有し、管内の効果的な保健事業推進のための連携を深める。	全ての総合振興局（振興局）で開催	14	5 （累計9）	・より効果的な開催には、データ、資料の精査が必要である。	・平成29年度に残る5総合振興局（振興局）での報告会を開催する。 ・後期高齢者の疾病状況や健康課題の共有がより進むための資料を準備し、広域連合の動きや考えを伝えながら連携強化を図る。			継続

※ 外部評価：「北海道後期高齢者医療広域連合保健事業実施に関する協議会」及び「北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会」における意見等

【内部評価の説明】
A：効果的・効率的に実施しており、十分な成果が出ている。
B：成果は見られるが、部分的に改善・見直しが必要。
C：成果が十分ではなく、全体的に改善見直しが必要。
D：事業の廃止を含めた今後の在り方について検討が必要。